

大津市カーブミラー設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通行の際の見通しを確保する必要があると認められる私道において、自治会がカーブミラーを設置する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって道路における交通安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路以外の道路をいう。
- (2) カーブミラー 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する鏡をいう。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱によるカーブミラー設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、カーブミラーを購入し、及び設置する事業で次のいずれにも該当するもののうち、地域における交通事故の防止に寄与すると市長が認めるものとする。

- (1) 本市の区域内に設置するものであること。
- (2) 私道の安全の確保のために設置するものであること。
- (3) 設置する土地の所有者の承認（行政財産に設置する場合にあっては、当該行政財産を管理する者の許可。第8条第2項第2号において同じ。）を受けていること。
- (4) 設置するカーブミラーは、公益社団法人日本道路協会が定める道路反射鏡設置指針に基づく品質検査に合格した製品（以下「検査合格製品」という。）であること。
- (5) その他市長の定める管理上の指示に従っていること。

2 一の自治会が一の補助対象事業において設置することができるカーブミラーの数は、1基とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、カーブミラーの管理を継続的に行うことが可能と認められる自治会とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、カーブミラーの購入及び設置に要した経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。

(補助金の事前申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大津市カーブミラー設置事業費補助金交付事前申込書(様式第1号)により、市長が別に定める受付期間内に申し込まなければならない。

(申請予定者の決定)

第7条 市長は、前条の受付期間の満了後に、同条の規定による申込み(以下「事前申込み」という。)を受け付けた者のうちから市長が適当と認めるものを、補助金の交付の申請を行うことができる者(以下「申請予定者」という。)として決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請予定者を決定したときは、事前申込みを行った者全てに対して文書によりその結果を通知するものとする。

(交付申請書)

第8条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市カーブミラー設置事業費補助金交付申請書(様式第2号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) カーブミラーが検査合格製品であることを確認できる書類の写し
- (2) カーブミラーの設置場所に関し、当該設置する土地の所有者の承認を受けていることを証明する書類
- (3) カーブミラーの仕様書及び工事施工計画書
- (4) カーブミラーの設置場所を示す位置図
- (5) カーブミラーの設置工事に係る経費見積書の写し
- (6) カーブミラー設置予定場所の写真
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(決定通知書)

第9条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市カーブミラー設置事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市カーブミラー設置事業費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第10条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市カーブミラー設置事業費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)又は大津市カーブミラー設置事業費補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助対象事業の内容の変更等の承認申請書)

第11条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市カーブミラー設置事業費補助事業変更承認申請書(様式第7号)又は大津市カーブミラー設置事業費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)とする。

2 前項の承認申請書には、第8条第2項各号に掲げる書類のうち、変更のあった書類を添付するものとする。

(承認通知書等)

第12条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市カーブミラー設置事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第9号)若しくは大津市カーブミラー設置事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第10号)又は大津市カーブミラー設置事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)若しくは大津市カーブミラー設置事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(実績報告書)

第13条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市カーブミラー設置事業費補助事業実績報告書(様式第13号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) カーブミラーの設置に要した費用に係る領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
- (2) カーブミラーの設置後の現況写真

(確定通知書)

第14条 規則第15条の規定による通知は、大津市カーブミラー設置事業費補助金確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書)

第15条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市カーブミラー設置事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第16条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければ

ならない交付請求書は、大津市カーブミラー設置事業費補助金交付請求書（様式第16号）とする。

（取消通知書）

第17条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市カーブミラー設置事業費補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により行うものとする。

（返還通知書）

第18条 規則第20条第1項の規定による返還の通知は、大津市カーブミラー設置事業費補助金返還通知書（様式第18号）により行うものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。